

札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例案

令和6年（2024年）11月28日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例の一部を改正する条例

札幌市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例（昭和60年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「次の各号に定める額」を「それぞれ次」に改め、同項第1号中「30,000円」を「31,100円」に改め、同条第2項中「20,000円」を「20,800円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（理 由）

浄化槽保守点検業の登録申請及び浄化槽清掃業の許可申請に係る手数料を現状の経常経費を踏まえた適正な額に改定するため、本案を提出する。